

鹿 児 島 県 公 報

平成25年 5 月 21 日（火）第2907号



発 行 鹿 児 島 県
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課
定 例 発 行 日（毎 週 火， 金）

目 次

（※については例規集掲載事項）

ページ

告 示

- | | | |
|------------------------------|---------------|---|
| ○歳入の徴収事務の委託 | （共生・協働推進課取扱い） | 1 |
| ○保安林の指定予定（2件） | （森づくり推進課取扱い） | 1 |
| ○保安林の指定施業要件の変更予定に係る通知の掲示（2件） | （森づくり推進課取扱い） | 2 |
| ○介護保険法に基づく指定居宅サービス事業の廃止 | （介護福祉課取扱い） | 3 |
| ○介護保険法に基づく指定介護予防サービス事業の廃止 | （介護福祉課取扱い） | 3 |
| ○土地改良区の役員の就退任の届出 | （農地整備課取扱い） | 4 |
| ○県営土地改良事業に係る換地処分（2件） | （農地整備課取扱い） | 4 |
| ○土地区画整理組合の事業計画の変更の認可 | （都市計画課取扱い） | 4 |

公 告

- | | | |
|----------------------------------|------------|---|
| ○落札者等の公告 | （税務課取扱い） | 5 |
| ○大規模小売店舗の届出事項の変更に関する公告 | （商工政策課取扱い） | 5 |
| ○大規模小売店舗の届出について市町村から聴取した意見に関する公告 | （商工政策課取扱い） | 6 |

公 安 委 員 会 告 示

- | | | |
|---------------|------------|---|
| ○遊技機の型式の検定の告示 | （生活環境課取扱い） | 7 |
|---------------|------------|---|

告 示

鹿児島県告示第612号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、歳入の徴収の事務を次のとおり委託した。

平成25年 5 月 21 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 歳入の種類
鹿児島県財産に関する条例（昭和39年鹿児島県条例第12号）第7条の規定によるふれあいプラザなのはな館（体育館に限る。）の使用料
- 委託の相手方
鹿児島市金生町7番18号
株式会社宮生企画
- 委託期間
平成25年 4 月 1 日から同年 9 月 30 日まで

鹿児島県告示第613号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のとおり保安林として指定する予定である。

平成25年 5 月 21 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 保安林予定森林の所在場所

奄美市住用町大字川内字中渡量1336番，字船行1337番，字崩1361番

2 指定の目的

水源の涵養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は，定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は，当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は，次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は，省略し，その関係書類を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び奄美市役所に備え置いて縦覧に供する。)

鹿児島県告示第614号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により，次のとおり保安林として指定する予定である。

平成25年 5 月 21 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

1 保安林予定森林の所在場所

奄美市笠利町大字喜瀬字九東田1531番1，字上七重廻シ1536番，1554番，字摺木田1598番，1610番3，字人廻シ田1667番1，1669番，字フウビル2011番，2016番，2021番1，2021番3，字コトビラ2022番，笠利町大字平字ハシヤク原1306番，字喜瀬ケヂ1358番1，1360番1，1368番1，1368番5，笠利町大字用安字餅ハサ山453番1，字屋ン川457番1，498番1，字倍田512番1

2 指定の目的

水源の涵養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は，定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は，当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は，次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は，省略し，その関係書類を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び奄美市役所に備え置いて縦覧に供する。)

鹿児島県告示第615号

平成25年 3 月 15 日鹿児島県告示第268号（以下「告示第268号」という。）で告示した保安林の指定施業要件の変更予定に係る通知の相手方の所在が不分明であるので，森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により，その通知の内容を錦江町役場に掲示するとともに，その要旨を告示する。

平成25年 5 月 21 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

所在が不分明な者の氏名	通 知 の 要 旨	
	指定施業要件の変更予定保安林の所在場所	変更に係る指定施業要件
岩下英蔵	肝属郡錦江町馬場字山ノロ下町1238番6	告示第268号の変更に係る指定施業要件のとお り
山元徐昇	肝属郡錦江町馬場字山ノロ下町1249番3，字下道浜添1263番3	

中菌繁己	肝属郡錦江町馬場字山ノロ下町1238番5
内立元義孝	肝属郡錦江町馬場字下道浜添1263番2

鹿児島県告示第616号

平成25年3月22日鹿児島県告示第306号（以下「告示第306号」という。）で告示した保安林の指定施業要件の変更予定に係る通知の相手方の所在が不分明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、その通知の内容を南大隅町役場に掲示するとともに、その要旨を告示する。

平成25年5月21日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

所在が不分明な者の氏名	通 知 の 要 旨	
	指定施業要件の変更予定保安林の所在場所	変更後の指定施業要件
皆倉長次郎，砂野サヲ	肝属郡南大隅町根占山本字山神平6770番	告示第306号の変更後の
大濱尚行	肝属郡南大隅町根占山本字山神平6771番，字東山神平7188番	指定施業要件のとおり

鹿児島県告示第617号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条の規定により、指定居宅サービス事業者から次のとおり廃止の届出があった。

平成25年5月21日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

事 業 所		指定居宅サービス事業者			廃止年月日	サービスの種類
名 称	所在地	名 称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
加計呂麻徳洲会 介護センター	大島郡瀬戸内町 大字瀬相747-1	医療法人徳洲会	大阪市北区梅田 一丁目3-1-1200号	徳田 虎雄	平成25年 4月30日	通所介護
ミニデイサービス 太陽の家	鹿屋市西原四丁目 12406-4	株式会社ケイシン	鹿屋市西原四丁目 12-15	郷原 建樹	平成25年 4月30日	通所介護
はあとデイサービス	鹿屋市横山町 1865番地	特定非営利活動 法人なごみの森 福祉会	鹿屋市横山町 1974番地3	森元 美隆	平成25年 5月1日	通所介護
株式会社きたや ま	鹿屋市寿八丁目 1番38号	株式会社きたや ま	鹿屋市寿八丁目 1番38号	北山 勉	平成25年 5月13日	特定福祉 用具販売

鹿児島県告示第618号

介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の5の規定により、指定介護予防サービス事業者から次のとおり廃止の届出があった。

平成25年5月21日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

事 業 所		指定介護予防サービス事業者			廃止年月日	サービスの種類
名 称	所在地	名 称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
加計呂麻徳洲会 介護センター	大島郡瀬戸内町 大字瀬相747-1	医療法人徳洲会	大阪市北区梅田 一丁目3-1-1200号	徳田 虎雄	平成25年 4月30日	介護予防 通所介護
ミニデイサービス 太陽の家	鹿屋市西原四丁目 12406-4	株式会社ケイシン	鹿屋市西原四丁目 12-15	郷原 建樹	平成25年 4月30日	介護予防 通所介護
はあとデイサービス	鹿屋市横山町 1865番地	特定非営利活動 法人なごみの森 福祉会	鹿屋市横山町 1974番地3	森元 美隆	平成25年 5月1日	介護予防 通所介護

		福祉会				
株式会社きたや ま	鹿屋市寿八丁目 1番38号	株式会社きたや ま	鹿屋市寿八丁目 1番38号	北山 勉	平成25年 5月13日	特定介護 予防福祉 用具販売

鹿児島県告示第619号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、福山町土地改良区の役員の就任及び退任について次のとおり届出があった。

平成25年 5 月 21 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

1 就任した役員の氏名及び住所

理事 川畑 征治 霧島市福山町福地2232番地 5
 理事 村山 正明 霧島市福山町福地1696番地 1
 理事 森山 正 霧島市福山町福沢309番地 2
 理事 松崎 一男 霧島市福山町福沢1650番地 2
 理事 橋口 武儀 霧島市福山町福山5045番地102
 理事 樋渡 明 霧島市福山町佳例川3831番地
 監事 富永 千年 霧島市福山町佳例川878番地 1
 監事 落合 松夫 霧島市福山町福沢165番地 2
 (任期 平成25年 4 月 1 日から平成29年 3 月 31日まで)

2 退任した役員の氏名及び住所

理事 川畑 征治 霧島市福山町福地2232番地 5
 理事 村山 正明 霧島市福山町福地1696番地 1
 理事 森山 正 霧島市福山町福沢309番地 2
 理事 松崎 一男 霧島市福山町福沢1650番地 2
 理事 橋口 武儀 霧島市福山町福山5045番地102
 理事 有村 数美 霧島市福山町福沢1799番地 3
 監事 富永 千年 霧島市福山町佳例川878番地 1
 監事 落合 松夫 霧島市福山町福沢165番地 2

鹿児島県告示第620号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第9項の規定により、土地改良事業県営農村振興総合整備大崎地区の換地計画に係る換地処分を、平成25年5月9日に行った。

平成25年 5 月 21 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

鹿児島県告示第621号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第9項の規定により、土地改良事業県営畑地帯総合整備第三畦布地区の換地計画に係る換地処分を、平成25年5月8日に行った。

平成25年 5 月 21 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

鹿児島県告示第622号

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第39条第1項の規定により、土地区画整理組合の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成25年 5 月 21 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

1 土地区画整理組合の名称

川内市権現原土地区画整理組合

2 事業施行期間

平成17年 9 月 9 日から平成28年 3 月 31日まで

- 3 施行地区
薩摩川内市御陵下町字権現原，字権現脇及び字後田の各一部
- 4 事務所の所在地
薩摩川内市国分寺町4164番地
- 5 設立認可の年月日
平成17年 9 月 2 日
- 6 変更認可の年月日
平成25年 5 月 13日

公 告

落札者等の公告

特定調達契約に係る随意契約の相手方を次のとおり決定した。

平成25年 5 月 21日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 随意契約に係る特定役務の名称及び数量
平成25年度税務総合システム運用及び維持保守業務
- 2 特定調達契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
鹿児島県総務部税務課税務電算係
鹿児島市鴨池新町10番1号 郵便番号 890-8577
- 3 随意契約の相手方を決定した日
平成25年 3 月 28日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所
富士通株式会社鹿児島支店
鹿児島市山之口町3番31号
- 5 随意契約に係る契約金額
56,868,000円
- 6 特定調達契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 7 随意契約によることとした理由
地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の2第1項第2号該当
.....

大規模小売店舗の届出事項の変更に関する公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第6条第1項及び第2項の規定により次のとおり大規模小売店舗の変更について届出があったので、関係書類を平成25年5月21日から4月間、鹿児島県商工労働水産部商工政策課において縦覧に供する。

なお、法第8条第2項の規定により意見を述べようとするものは、「(1)意見 (2)意見を述べる理由 (3)氏名及び住所(団体にあつては、名称、代表者の氏名及び事務所の所在地) (4)大規模小売店舗の名称及び所在地」を記載した意見書を、平成25年5月21日から4月以内に、鹿児島県商工労働水産部商工政策課に到着するよう提出すること。

平成25年 5 月 21日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
アミュプラザ鹿児島
鹿児島市中央町1番地1 外7筆
- 2 変更事項
(1) 大規模小売店舗の名称
ア 変更前 アミュプラザ鹿児島，アミュ・サテライト
イ 変更後 アミュプラザ鹿児島

- (2) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名
- ア 変更前 九州旅客鉄道株式会社 代表取締役 唐池恒二
福岡市博多区博多駅前三丁目25番21号
鹿児島ターミナルビル株式会社 代表取締役 川口史
鹿児島市中央町1番地1
- イ 変更後 九州旅客鉄道株式会社 代表取締役 唐池恒二
福岡市博多区博多駅前三丁目25番21号
鹿児島ターミナルビル株式会社 代表取締役 師村博
鹿児島市中央町1番地1
- (3) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
- ア 変更前 20,753平方メートル
- イ 変更後 25,542平方メートル
- (4) 駐車場の位置及び収容台数
- ア 変更前 東側立体駐車場 1,000台
西側立体駐車場 320台
- イ 変更後 第1駐車場 建物東側立体駐車場1階部から6階部まで 1,066台
第2駐車場 建物西側立体駐車場1階部から3階部まで 320台
- (5) 駐輪場の位置及び収容台数
- ア 変更前 駅ビル内西側 500台
建物敷地北西側 175台
建物敷地西側 180台
- イ 変更後 第1駐輪場 建物内西側 500台
第2駐輪場 建物敷地北西側 175台
第3駐輪場 建物敷地西側 180台
第4駐輪場 建物敷地南側 137台
- (6) 荷さばき施設の位置及び面積
- ア 変更前 駅ビル内西側 191平方メートル
駅舎東側 48平方メートル
- イ 変更後 建物内西側 191平方メートル
- (7) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻
- ア 変更前 紀伊國屋書店株式会社 外 午前10時
ジェイアール九州リーテイル株式会社 午前6時30分
- イ 変更後 午前6時30分
- 3 変更年月日
- (1) 2の(1) 平成25年1月1日
- (2) 2の(2) 平成23年6月24日
- (3) 2の(3), (4), (5), (6)及び(7) 平成25年12月19日
- 4 届出年月日
平成25年4月18日

.....

大規模小売店舗の届出について市町村から聴取した意見に関する公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第8条第1項の規定により鹿児島市長から次のとおり意見を聴取したので、当該意見を平成25年5月21日から1月間、鹿児島県商工労働水産部商工政策課において縦覧に供する。

平成25年5月21日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地
マルヤガーデンズ
鹿児島市呉服町6番5号
- 2 意見の対象となった届出及び届出年月日

- (1) 法第6条第1項の規定による届出事項の変更に関する届出
平成24年12月10日
- (2) 法第6条第2項の規定による届出事項の変更に関する届出
平成24年12月10日
- 3 意見の概要
意見は特にありません。

公安委員会告示

鹿児島県公安委員会告示第50号

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第20条第4項の規定により申請のあった次の遊技機は、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和60年国家公安委員会規則第4号）第6条の遊技機の型式に関する技術上の規格に適合していると認めた。

平成25年5月21日

鹿児島県公安委員会委員長 山本良樹

遊技機の種類	型式名	製造者の氏名又は名称	検定番号
ぱちんこ遊技機	CR忍魂A2	株式会社大都技研	3P0106
ぱちんこ遊技機	CR鋼殻のレギオスZ2	株式会社大都技研	3P0149
ぱちんこ遊技機	CRくるくるぱちんこ新EX麻雀 2M-KX	株式会社ニューギン	3P0227
ぱちんこ遊技機	CR花の慶次～漢N-V	株式会社ニューギン	3P0274
ぱちんこ遊技機	CR新アレジンFPS	株式会社藤商事	3P0259
ぱちんこ遊技機	CRゲゲゲの鬼太郎 地獄からの 使者 FPW	株式会社藤商事	3P0284
回胴式遊技機	忍魂式A2	株式会社大都技研	3S0129
回胴式遊技機	ラクラクビスカスNA	株式会社パイオニア	3S0252
回胴式遊技機	緑ドン3-D	株式会社エレコ	3S0268